

笠縫学区まちづくり協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、笠縫学区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）規約第14条の規定に基づく専門部会（以下「部会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 部会は、協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受けて、協議会規約第5条に掲げる事項について、専門的に協議し、または調整するものとする。

2 前項による協議または調整を行うにあたっては、地域住民ができる限り参加しやすい形態を採用するよう努めるものとする。

(組織)

第3条 部会ごとの所掌事務および部会の構成員（以下「部会員」という。）については、会長が別に定める。

(専門委員)

第4条 部会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、別に定める基準で部会が推薦し、会長が委嘱する。

(会議)

第5条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要に応じて開催するものとする。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 会議は、部会員の2分の1以上の出席者をもって成立する。ただし、別に会長が指定する会議については、協議会規約第6条に定める役員が出席することができる。

4 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明を受け、または意見を聴くことができる。

5 部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

6 会議は、原則とし公開とする。

(意見の合意)

第7条 第2条第1項に関する決定は、原則として出席者の全員の合意によるものとする。ただし、部会長が必要と認めるときは、出席者の過半数をもって決定することができる。

(報告)

第8条 部会は、その協議経過および結果について、事務局を經由して会長に報告するものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。